

富士市暴力団追放推進協議会会則

(名 称)

第1条 協議会は、富士市暴力団追放推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、明るく住みよい市民生活を確立するため、暴力団追放運動を積極的に推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 暴力団追放施策の樹立
- (2) 暴力団追放意識の高揚
- (3) 関係団体との連絡調整
- (4) その他目的達成のため必要な事業

(組 織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する市内の関係団体（以下「団体」という）の代表者等をもって組織する。

(役員を選出)

第5条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

- 2 会長は、富士市長をもって充てる。
- 3 副会長は、理事会において互選する。
- 4 理事は、団体の代表者等とする。
- 5 監事は、理事のうちから会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、協議会の企画運営並びに事業の推進に当たる。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠により就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。

- 2 役員の仕事は、これを妨げない。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、富士市議会議長及び富士警察署長をもって充てる。
- 3 顧問は、協議会の会議に出席して意見を述べるができる。

(理事会)

第9条 協議会に理事会を置き、会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

- 2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 理事会は、次のことを審議する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 事業の計画及び報告
- (3) 予算及び決算
- (4) その他重要な事項

(事務局)

第10条 協議会の事務局は富士市役所に置く。

(経費)

第11条 協議会の経費は、補助金等をもって充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第13条 協議会則に定めがあるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

協議会則は、昭和58年10月17日から施行する。

附則

協議会則は、昭和63年8月8日から施行する。

附則

- 1 協議会則は、平成元年5月15日から施行する。
- 2 平成元年度の会計年度は、改正後の富士市暴力団追放推進協議会会則第11条の規定にかかわらず、施行の日から平成2年3月31日までとする。

附則

協議会則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

協議会則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。